

○広島修道大学教職課程自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学学則第1条の2及び広島修道大学自己点検・評価規程第8条に基づき、広島修道大学教職課程における教育研究活動と管理運営等の事項につき実施する自己点検・評価に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己点検・評価は、教職課程の教育研究活動と管理運営の現状を把握し、教職課程の理念・目標との関連で体系的に点検・評価し、教育研究活動の質的向上と管理運営の改善を図るとともに、これを通して教職課程の理念・目標の実現を目指し、かつ、教職課程の社会的責任を遂行することを目的とする。

(委員会)

第3条 教職課程の自己点検・評価に関する事項を審議するため、広島修道大学教職課程自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に定める委員で組織する。

- (1) 教職課程委員会委員長
 - (2) 教職課程委員会副委員長
 - (3) 広島修道大学教職課程委員会規程第3条第1項第6号から教職課程委員会委員長が委嘱する教員 3名
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は前項第3号の委員から互選によってこれを定める。
 - 3 委員会に副委員長を置く。副委員長は第1項第3号の委員から互選によってこれを定める。
 - 4 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(委員会の会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、自己点検・評価を行うために次の事項を審議する。

- (1) 教育理念・学修目標に関すること。

- (2) 授業科目・教育課程の編成実施に関する事。
- (3) 学修成果の把握・可視化に関する事。
- (4) 教職員組織に関する事。
- (5) 情報公表に関する事。
- (6) 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）に関する事。
- (7) 関係機関等との連携に関する事。

（自己点検・評価結果の報告）

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果を定期的に広島修道大学教職課程委員会及び広島修道大学自己点検・評価委員会に報告するものとする。

（第三者の検証）

第8条 委員会は、自己点検・評価の結果について本学教職員以外の者による検証を行うことに努めるものとする。

（事務担当）

第9条 委員会に関する事務は、教学センターが担当する。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2022年1月5日に制定し、2022年4月1日から施行する。